独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	戸田建設株式会社	コード	1860
提出日	2020/6/5	異動（予定）日	2020/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	下村節宏	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	網谷駿介	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	伊丹俊彦	社外取締役	○													○		有
4	荒金久美	社外取締役	○										△				新任	有
5	丸山恵一郎	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
6	百井俊次	社外監査役	○													○		有
7	佐藤文夫	社外監査役	○							△							新任	有
8	西山潤子	社外監査役	○										△				新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	下村節宏氏は、三菱電機株式会社において取締役社長、取締役会長を歴任し、現在は同社の特別顧問であります。2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、当社売上高の0.1%未満であります。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど、経営を適切に監督していただいており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
2	網谷駿介氏は、日本電信電話公社（現日本電信電話㈱）の理事及びｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社の常務取締役を歴任しております。2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、両社とも当社売上高の0.１%未満であります。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど、経営を適切に監督していただいており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
3		伊丹俊彦氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、及び企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
4	荒金久美氏は、株式会社コーセーに2019年6月まで、同社の執行役員、取締役、常勤監査役を歴任してこられましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。また、2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	荒金久美氏は、研究開発、商品開発部門の要職を歴任し、取締役としても企業経営に関する経験と見識を有しており、イノベーションを通じて新たな顧客価値の創出を目指す当社の経営に対する助言、及び提言をいただけるものと判断しております。また同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
5	丸山恵一郎氏は、弁護士法人 名川・岡村法律事務所で副所長を務める弁護士であります。同事務所とは、2011年3月に個別案件に関しての取引がありますが、その取引額は当社に対して経済的依存度を生じさせる額ではなく、また同氏が理事を務める学校法人東京音楽大学と当社の間における建設工事に関する2020年3月期の取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただけるものと判断いたしました。同氏が副所長を務める弁護士法人 名川・岡村法律事務所と当社の間には、2011年3月に個別案件に関する取引がありましたが、その取引額は同事務所にとり当社への経済依存度が生ずる額ではないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく独立役員に指定しております。
6		百井俊次氏は、公認会計士としての専門的な知識と企業監査における豊富な経験を有しており、その財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、経歴において客観的に一般株主と利益相反の生ずる恐れはなく独立役員に指定しております。
7	佐藤文夫氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社三菱ＵＦＪ銀行に2009年6月まで在籍しておりましたが、退任後10年が経過しております。また、その後2016年5月より千歳興産株式会社の代表取締役社長を務められておりましたが、2020年3月期における千歳興産株式会社と当社の建設工事に関する取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	佐藤文夫氏は、大手金融機関の法人部門の業務執行責任者、および複数の企業の経営責任者を長く務めた経験・実績を有しております。それらの豊富な経験と高い見識にもとづき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただけるものと判断しております。同氏は当社の主要取引銀行の出身ではありますが、退任後10年が経過していること、また、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入金比率は突出していないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、適格性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。
8	西山潤子氏は、ライオン株式会社に2019年3月まで在籍し、同社の研究開発、環境推進等の責任者、及び常勤監査役を歴任してこられましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。また、2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	西山潤子氏は、大手ヘルスケア企業において研究開発、環境推進等の責任者を務め、また常勤監査役として全社事業の監査にも携わるなど企業経営全般に豊富な経験と実績を有しております。それらの豊富な経験と高い見識にもとづき客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断しております。また経歴において客観的に一般株主と利益相反の生ずる恐れはなく独立役員に指定しております。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。